

平成30年第2回

**小松市議会定例会報告
(追加)**

平成30年(2018年)6月20日

目 次

報告番号	案 件 名	頁
報告第15号	専決処分の報告について……………	1

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第3号 損害賠償の額を定めることについて

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年6月18日

小松市長 和田 慎司

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

平成30年2月24日発生の交通事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方 

- 2 損害賠償額 金1,092,766円
- 3 事故の概要 平成30年2月24日午後2時10分頃、矢田野町の丁字路において、小松市選挙管理委員会へ派遣され、石川県知事選挙広報業務に従事していた者の運転する市公用車が右折する際、停止中の相手方車両右前方部に接触し、損害を与えたもの。